

# 平成26年度 伏見小学校いじめ防止基本方針

## 学校の教育目標

**よく考え 仲間とかがわって 行動できる子**

～自己をきたえ仲間と高め合う学校をめざして～

### 《願う学校の姿》

#### (1)活力のある学校

- ◆課題に前向きに取り組む個と集団
- ◆自信になる宝物や自慢を創り上げる個と集団

#### (2)感動のある学校

- ◆満足感・安心感・存在感のある学年・学級集団
- ◆行事や児童会活動に積極的に取り組む集団

#### (3)笑顔のある学校

- ◆伏見小学校誇りの活動に取り組む集団
- ◆仲間づくりのための縦割り活動に取り組む集団

#### (4)成長を実感できる学校

- ◆活力・感動・笑顔をめざした取り組みの中で  
自らの成長を実感できる個人や集団  
(継続的・段階的指導、三付け指導)

### 《基本認識》

以下の認識の基に、いじめの防止にあたる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない。」
- ・「いじめは、どの学校、どの子にも起こりうる。」
- ・「いじめは、人の心に大きな傷を残す。」

### 《学校の構え》

- ・いじめ問題には、常に危機感を持ち、未然防止、早期発見・早期対応を心がける。
- ・いじめを受けている児童の立場に立ち、全力で児童を守る。
- ・教育活動全体を通して、児童にいじめは絶対に許されないことを毅然と指導する。
- ・教職員の意識や態度の醸成に心がけるとともに、学校と保護者・地域と連携し、組織的にいじめのない学校づくりを行う。

### 指導の重点

知 確かな学力	徳 豊かな心	体 健やかな体
<ul style="list-style-type: none"> <li>○「わかる」「できる」授業追究                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・町学力向上推進事業の取組</li> <li>・自習のできる学習集団づくり</li> </ul> </li> <li>○伏見大好きっ子の育成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題解決に取り組む総合</li> <li>・地域に学び成果や思いを発信</li> </ul> </li> <li>○家庭学習の定着                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・定着のための段階的指導の徹底</li> <li>・家庭への積極的支援要望</li> </ul> </li> <li>○読書活動の活性化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館の積極的活用</li> <li>・家庭と連携した家読</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人とかがわる力、思いやりの心の育成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育の重視(心・命の授業)</li> <li>・道徳、特別活動の充実</li> <li>・児童会活動の活性化(挨拶運動、言葉遣い、ボランティア活動)</li> <li>・縦割り集団指導 仲よし班・通学班</li> <li>・SSTなどを活用した指導</li> </ul> </li> <li>○一人一人の心に迫る生徒指導                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団と個を意識した指導</li> <li>・先手の生徒指導、教育相談</li> <li>・客観的調査結果を基にした指導</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自己理解とめあてを持った運動                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・検診検査結果を活用した指導</li> <li>・実態に合わせた目的のある運動</li> <li>・外遊びの奨励</li> </ul> </li> <li>○健康安全の知識・実践力                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健授業の充実</li> <li>・命を守る実践的訓練実施</li> <li>・万一に備えた危機回避能力育成</li> </ul> </li> <li>○生活習慣の見直し                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的生活習慣の定着</li> <li>・家庭と連携した食育・生活習慣の見直し</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○満足感・安心感・存在感を感じられる学年・学級づくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学年学級の仲間関係づくり</li> <li>・自治力、自浄力の育成</li> <li>・ユニバーサル教育</li> <li>・学年集会、学年行事・諸取組</li> </ul> </li> </ul>		
【低学年】仲間と共に活動する良さや楽しさを知る。	【中学年】仲間と共に活動する中で、互いの良さや頑張りを認め合う。	【高学年】仲間と共に全校のことを考え、学校のリーダーとして取り組む。

### いじめ問題に対する具体的取組

【教職員】	【児童】	【保護者・地域】
<ul style="list-style-type: none"> <li>①いじめ未然防止対策委員会の設置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談担当・学年主任</li> </ul> </li> <li>②定期的な情報交流与ケース会議                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・月ごとの職員会、毎週の打合せ会による情報交流</li> <li>・必要に応じたケース会議</li> <li>・指導方針の確立、確認</li> <li>・定期的な見届け情報の確認</li> </ul> </li> <li>③職員研修の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題、学級経営、生徒指導にかかわる諸研修</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①子どもにつく                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・休み時間などの校内巡視</li> <li>・学級遊びなどの実施</li> </ul> </li> <li>②学期ごとの教育相談                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの悩みや不安に対応</li> <li>・諸調査結果を基にした懇談</li> </ul> </li> <li>③学期の諸調査、アンケートと指導                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・客観的な調査結果による問題の発見、それをもとにした指導</li> </ul> </li> <li>④「あゆみ」を通した指導                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の日記などを基にした情報収集と指導</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①保護者への啓発                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA総会、懇談会、家庭学級などの機会での説明</li> <li>・校報、通信などによる情報発信</li> <li>・必要に応じた家庭訪問、電話連絡、懇談、夏と冬の個人懇談</li> <li>・教育活動アンケートの実施</li> </ul> </li> <li>②学校評議員、主任児童委員・民生児童委員、PTA役員との連携</li> <li>③関係機関との連携                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・御富町教育委員会、中濃子ども相談センター、カウンセラーなどとの相談・報告・通告</li> </ul> </li> </ul>

## いじめ問題発生時の対応

- 1) いじめについての情報受信、問題発生
  - ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報を管理職および生徒指導主事、学年主任に報告する。事実確認については、組織的にあたる。
- 2) いじめられた児童から事実確認および保護者への対応
  - ・保護者の了解の下、いじめられた児童、いじめた児童、周りの児童から事実確認を行う。
  - ・事実確認に当たっては、児童の人権に配慮する。被害児童に対しては、特に時間をかけて共感的に確認する。
  - ・思い込みや憶測、先入観には十分注意し、時系列で正確な事実確認を行う。
  - ・家庭訪問をして事実確認する場合は、必要な場合は保護者に指導の不十分さを謝罪するとともに、その思いも十分に聞く。
- 3) 「いじめ未然防止・対策委員会」において、正確な事実の把握と対応方針の決定
  - ・事実確認から分かったことをもとに、全体で情報の整理を行う。
  - ・その情報をもとに、被害児童側と加害児童側、学級や学年への指導方針や指導内容を立て、共通理解する。また、指導に当たる上での、役割分担や注意点なども確認する。
  - ・決定内容は、すぐ全職員に伝え、全校体制で取り組むことができるようにする。
- 4) いじめた児童・保護者への対応
  - ・行った行為の問題点、行為を受けた相手の心情を伝え、考えさせる。
  - ・行為の重大性に気づかせ反省を促し、謝罪の方法や今後の責任の取り方を指導する。
  - ・保護者には、いじめの解決を通して心の成長を促したい思いを伝え、協力を依頼する。
  - ・保護者にも、子どもと共に解決の取組を考えてもらう。
  - ・家庭での子どもへの接し方などについて助言する。必要な場合は、相談機関やスクールカウンセラーなど紹介する。
- 5) 学級・学年全体への指導
  - ・事実を伝える場合は、本人と保護者の了解を得たのち、学級や学年、必要によっては学校全体で、いじめの問題点、いじめられた仲間の辛さ、傍観行為がいじめを助長することの問題性を理解させ、いじめを許さない学級・学年・学校づくりのために取り組む意識と態度を育てる。
- 6) 継続的指導
  - ・定期的に加害・被害両者の保護者に指導経過を報告する。そして、家庭での様子についても情報交換する。
  - ・全校体制で両者の児童への声かけや見守りを行い、児童の成長について情報交換を行う。
- 7) 関係諸機関との連携
  - ・常に教育委員会に事実、経緯など報告し、指導を仰ぐ。
  - ・相談機関やスクールカウンセラーとの連携を継続する。
  - ・暴力や恐喝など犯罪と関係するような場合は、警察と連携する。